

令和元年第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和元年5月31日（金）午後3時00分～午後4時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員
- | | | | |
|-------------------|---------|----|----|
| 豊山町立小学校代表 | 志水小学校校長 | 長瀧 | 隆司 |
| 豊山町立中学校代表 | 豊山中学校長 | 飯田 | 義秀 |
| 豊山中、新栄小スクールカウンセラー | | 三宅 | 由晃 |
| 愛知県中央児童・障害者相談センター | | | |
| 児童相談課主事 | | 久保 | 恵美 |
| 豊山町人権擁護委員 | 人権擁護委員 | 西脇 | 和子 |
| 愛知県西枇杷島警察署 | 生活安全課長 | 松井 | 淳司 |
| 豊山町生活福祉部福祉課 | 福祉課長 | 牛田 | 彰和 |
| 事務局 | | | |
| 教育長 | | 北川 | 昌宏 |
| 教育委員会事務局長 | | 安藤 | 憲司 |
| 教育参事 | | 海川 | 覚 |
| 学校教育課長 | | 井戸 | 茂治 |
| 学校教育係長 | | 下村 | 友美 |
- 4 議題 (1) 豊山町いじめ防止基本方針について
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
(3) 情報交換
(4) その他
- 5 資料 資料1 令和元年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱
資料3 豊山町いじめ防止基本方針
資料4 豊山町いじめ問題の現状と対策について

6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の下村と申します。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会を始めさせていただきます。

はじめに北川教育長より挨拶を申し上げます

教 育 長： 本日はお忙しい中、いじめ問題対策運営協議会にご出席賜りありがとうございます。また、委員会の委員をお引き受けいただき改めてお礼を申し上げます。最近、将来のある子ども達の痛ましい事件事故が相次いでおりまして、教育に関わる者として、皆様と同様、大変、心を痛めているところです。この「いじめ防止対策推進法」は、平成25年に成立し、文部科学省からはいじめ防止の対策を総合的しかも効果的に推進するために、基本的な方針が示されているところでございます。本町でも昨年度の1月に、豊山町いじめ防止基本方針を作成しました。このことによって法律に基づく推進体制、いじめの組織的な対応があるいは重大事態への対応が可能になり、より具体的で適切な対応ができるようになりました。いじめに対する対策協議会専門委員会などの位置づけを明確にし、いじめ防止の対策を総合的に効果的に推進するための仕組みが出来上がりました。本日の協議会では、まず本町のいじめの現状と、現在行っているいじめ対策に対して様々なご意見をいただきながら、異なる行政機関との連携強化を図ることで、いじめ防止対策の強化を図ってまいりたいと考えております。意義のある会議となりますよう何卒よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

次に、委嘱状の伝達に移らせていただきます。

本来ならば、教育長よりお一人お一人に伝達させていただくのが本意ではございますが、時間の関係上、机上に配付させていただくことで、伝達に変えさせていただきます。

司 会： 続きまして、本年度初めての会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

配付させていただきました資料1の「令和元年度 豊山町いじめ問題 対策連絡協議会 委員名簿」の順にお願いします。なお、委員の皆様の上に、引き続き事務局も自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

—自己紹介—

司 会： 次に会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。資料2「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。

1ページめくっていただいて、第6条第2項により、「会長は、委員の互選によって定める」とあります。

どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

(「事務局、一任」の声)

ただ今、「事務局、一任」の声がありましたので、志水小学校長 長瀧委員に会長をお願いしたいと思います。

異議がなければ、拍手でご承認をお願いします。

(拍手)

ありがとうございました。

それでは、長瀧会長は座席の移動をお願いします。

(会長 座席移動)

次に、第6条第4項に「会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する」とありますので、長瀧会長に指名していただきたいと思います。

会 長： 職務代理者に、豊山中学校長の飯田委員を指名させていただきます。それでは、職務代理者は、飯田委員をお願いします。

司 会： ありがとうございました。

それでは、議題に入ります。

これより会の取り回しは、長瀧会長をお願いしたいと思います。

会 長： それでは、「議題1 豊山町いじめ防止基本方針について」、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

会 長： 基本方針の概要等について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(質問なし)

会 長： 次の議題(2)「本町におけるいじめ問題の現状と対策についてについて」について説明をお願いいたします。

教育参事： —説明— 資料4「本町におけるいじめの現状と対策」について

会 長： 現状と対策について説明をしていただきました。ご意見などございましたらよろしくお願いいたします。

私の方からアンケートについて、志水小学校の取組を補足します。今、説明があったアンケートはどこの学校も共通で行なっていますが、志水小学校では、別に教育相談週間に入る前に、でいじめのことを含めた記名式のアンケートを行っています。そのアンケートの結果を元に、いじめだけではなく、日々の学校の悩み事、楽しかった事、子ども達同士の間関係についても把握するように、担任で時間をかけて取り組んでいます。皆様からはいかがでしょう。

(意見なし)

それでは、続いて議題3の意見交換になります。協議事項1、2を含めて、それぞれのお立場から忌憚のご意見を出していただきたいと思います。豊山中学校の飯田委員からお願いします。

飯田委員： 本校も、こういったアンケートを度々行っています。いじめということが、時々あります。話を聞いていくと、一方的にやられ続けているというよりも、お互いにやり返す中で我慢ができなかった方が、我々教員に伝えてくるということがあります。いじめというよりは喧嘩の部類、というものも結構起きております。私は、去年から赴任しておりますが、幸い、深刻な事案というのではなく、非常に有難い事と思っております。けれども、やはり「影に隠れていく」、知らないところで進んでいくというものもございますので、日頃からアンテナを高くしてということをお話合っています。本校では、「毎日の記録」という日記をつけておまして、生徒が書き、いじめのようなものが分かったり、トラブルが伝わってきたり、非常に良い取組みであり、状況を早期に発見する1つのきっかけになっております。とにかく早く気づく、ということが肝要と考え行ってお

ります。今日、このような機会の皆様がお集まりになっています。何か本当に困った時には、このような形で相談いただける機会があるということで、まさかの時にはお力添えをいただきたいと思えます。今後ともよろしくお願ひいたします。

会 長： スクールカウンセラーの立場から三宅委員お願ひいたします。

三宅委員： いじめ問題はどんどん隠れていくものだと思います。また、相談に繋がるものというのは、まだ元気が残っていたりするので、是非担任の先生など、いろんな場面を見ている先生が気づく配慮をしていくことが、早期発見につながると思います。学校のアンケートにあったように、教職員の方がしっかりと集団の中で共有し、情報の連絡方法など課題はあると思いますが、学校で取り扱う情報がスクールカウンセラーにきちんと伝わる体制をしっかりと作ることがこのいじめ防止基本方針にもつながることを感じました。

会 長： 児童相談所の久保委員、お願ひします。

久保委員： 児童相談所では、いじめ問題に直接関わることはなく、虐待などが多いです。思春期のお子さんへの対応では、学校でうまくいなくて、その中にいじめとか関わり、SNSで仲間外れにされ、携帯電話を使って顔は知らないけれども別の形で繋がって非行に走ってしまう、ということをよく耳にします。早めに先生やスクールカウンセラーに相談できる、ということはとても良いと感じました。

会 長： 人権擁護のお立場で西脇委員よろしくお願ひします。

西脇委員： 私は、名古屋法務局でいじめの問題の相談や、豊山町内の学校で人権教室をさせて頂いております。まずは、いじめをなるべく無くすように、子ども達に、思いやりの大切さなどを啓発しています。実際、いじめは必ずどこにでもありますけれども「起きた場合にどう解決するか」ということも子ども達に伝えて行きたいなと思っています。名古屋法務局の「子ども110番」で相談を受けるときに、親にも先生にも知られたくない、ということがとても多いです。例えばアンケートでいじめを発見できたものは、多分小学生は多いと思います。だんだん成長すると「本当のことを書いているか」、ということが問題と思っております。全国的にいじめ問題が起こりますと、アンケートを取って、何も出てきませんでした、ということがありますが、アンケートに本当の事を書く、というのは、素直な低

学年のうちだけ、というようなことを感じています。

会 長： 警察のお立場から松井委員、よろしくお願ひいたします。

松井委員： いじめの問題ですので警察が積極的に介入する問題ではないと思いますが、警察が介入しなければならない事態となった時には、本当に重大なことが起きているということですので、マスコミも関心を寄せるようなことなる可能性もあります。連絡を密にして対応するためにも、事前に、早く、恐れがあるときは早めに伝達いただければお互いに良い方向で対応できると思います。

会 長： 福祉の立場から牛田委員よろしくお願ひします。

牛田委員： 福祉課ですと、人権や要保護関係の話となり、直接いじめの関係は少ないです。今週も要保護対策会議があり、町から福祉課、保健センター、保育園、関係機関として警察、児童相談所、保健所の方も参加頂いております。子どもに関わる機関と、特に問題が起こりそうな子ども達について、近況を連絡し、お互いに共有しながら、対応を考えています。その中で、間接的ではありますが何らかの形で対応していきたいと思っています。

会 長： 先ほど西脇委員から、「アンケートによって出てくるものは、年齢とともにごく一部になっていく。成長とともに正直に書けない」というお話があり、「まさにその通り」と学校現場でも実感しています。アンケート調査で、「相談する相手は誰ですか」という項目は、先生は4か5番目です。やはり友達が1番、年齢が上がるにつれてその傾向が強くなります。本校ではそうした現状をまず先生たちに、「先生とは、そのぐらいのものである」という感覚を伝え、だから余計にアンテナを高くして小さなサインを見逃さないように、と。それから、子ども達によく呼びかけるのは、「本当に困った時には、誰でもいいから、隣のお友達でも、学校の先生じゃなくても、親でなくても近所のお兄さんでもいいし、塾の先生でもいいし、とにかくまず困っている内容を発信しなさい」「もし友達から相談を受けた時は、きちんとそれを受け止めてあげて、さらに信頼できる身近な大人につないであげなさい」ということを話します。少しでも早期発見、早期解決につなげることを常々意識して取り組んでいます。

教育参事： なかなか学校でも発見できないということで、スクールカウンセラー、人権擁護委員や児童相談所では、そのような事例はどのよう

に対応しているのでしょうか。

西脇委員： 昨日は、法務局の電話当番でした。豊山町の例ではないですけども、小学校で一斉下校があり、部活か何かで5・6年生がいなくて、4年生が班長になって帰る時の話がありました。そのとき、その4年生の班長が、消しゴムに針を刺したもので「言うことを聞かないとこれで刺すよ」と脅すそうです。それを小学校2年生の子が親と一緒に電話をしてきました。危険な物で脅す子のお母さんは、役員などを多くしていて、一見良い親で、子どももよくできる子どもらしい。そのような親から期待を受けている子どものストレスが、原因かなと想像します。まだ誰も刺されておらず、見せて脅すだけの状態であっても、持っている子自身が怪我でもしたら大変ですので、「早く大人や先生に言わない」と思い、その2年生の子は、お母さんに伝えたのです。お母さんによると、お子さんは上級生から「自分たちが伝えるから言うな」と言われたそうです。子どもは正直で「言うな」と言われると「言っってはいけない」と考えて、親も「うちの子が言った」と言われることを嫌がる、と複雑になります。親同士が知り合いならば直接伝えればよいと思いますが、お互いどのような反応があるか想像できない。子ども同士の約束は律儀に守って、「うちの子が訴えたから表沙汰になった」ということを親も恐れている、という複雑な関係を考えさせられる電話でした。

会長： もし同じ話が学校にあり、それが「第三者が教えてくれた」という情報であれば、常々学校は「ちゃんとあなたのことはわからないようにするから安心してね、ありがとうね」というところから始まります。やはりそういった心理的なプレッシャーはあると思います

教育長： いじめられた側の視点で議論されていますが、いじめた人をあえて「加害者」として、その人を特定して根を断てばいじめは終わる、とも思います。単純な仕組みではないかもしれませんが、加害者となった子ども達、保護者への対応、指導は現場ではどのようなになっているのでしょうか。

飯田委員： 加害者の方が明らかに分かれば、事実かどうか、その生徒と担任か学年主任が面談します。話が食い違っていることも結構あります。できるだけ慎重に、全容が解明されるものもあれば、時間がかかってしまうものもあります。大きな非がある方が間違いなく判るとい

うことでしたら、その子を指導しますし、保護者を呼ぶとか手紙を送るなどして、当事者同士が顔を合わせて謝罪する場を作る、というようなことを事例によって行います。その後お互いが気持ち良く、わだかまり無く過ごせるよう、配慮して見守りをします。「これで解消」となるには数ヶ月見守りが必要ですので、「解消に向けて取組中」というケースになります。

三宅委員： 「加害者を見つけて取り除く」というのは周りの大人が安心したいだけかもしれません。「解決した」「これで安心できる」というのは、大人側の意見であって、本人たちの関係はこれからも続いているわけで、それを担任の先生がアンテナを張って見守っていくという形が一番良いのだらうと思います。

西脇委員： 加害者の子供にも理由があると思います。例えば、親から虐待を受けている子は、すぐ叩いてしまうとか。良い子でいるプレッシャーが、表に見えない意地悪につながるとか。虐待も同じですけども、必ず根があり連鎖しています。見つただけでは駄目で、学校が、親の問題まで入れるか、というところが問題と思います。

会長： 以前私の勤めていた中学校で、いじめの根はストレスだということで、「ストレスの要因は何か」ということを継続的に中学生に調査をしたことがあります。それは家庭、友達、学習、教師、部活動などでした。子たち達の中の何かストレスが根になり、「いじめ」というものが出てくる、ということがありました。

三宅委員： 「ストレス」という言葉は、全て収まりますからとても楽です。いじめの背景には、もしかしたら「悔しい」気持ちがあったかもしれません。「悔しい思いを何とかしたい」という気持ちは児童生徒に共通する部分があります。気持ちを言葉にすることが苦手な子が多いので、大人が言葉を添えてあげるといことは大事だと感じます。

西脇委員： 法務局の取組で、5月30日から1週間くらいの中に、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配ります。保健室や図書室にも置いていただきます。小学校低学年の女の子からが多いのですが、たわいのない、本当に可愛い、友達とちょっと喧嘩して、というようなお手紙が来ます。それに対し、権利擁護委員が返事を書きます。重要な問題は、千のうち1つあるかないか、本当にいじめだと思われるものは内密で学校に情報提供しております。愛知県

内で、何十万枚も配りますが、千通ぐらいしか返ってきません。その中で5つぐらいを情報提供させていただいて、学校をご存知のこともありました。

教育参事： これは名前などを特定できるのでしょうか。

西脇委員： 返事をするために、名前や住所を書いてもらいます。子供が、親にも先生にも分からないように書くのです。

教育長： 警察の方には行かないのでしょうか。

西脇委員： 本当に重要なことであれば連絡します。事例によって、親から虐待を受けているような時は、児童相談所へも連絡します。

会長： 活発なご意見ありがとうございました。

時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。司会を事務局にお返ししたいと思います。

司会： では、その他に移ります。本会は年2回の開催を予定しており、次回は、日時を調整させていただき、2月に開催したいと思います。1月には、ご案内を発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。